二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）

会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［略］	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部

［略］

四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店

登録機関ノ名称	支店ノ位置及名称
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）

会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［同上］	
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部

［同上］

四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店

登録機関ノ名称	支店ノ位置及名称
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部

［同上］

○国土交通省告示第六百十七号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五十五条第三項の標準住宅宿泊仲介業約款を次のように定めたので公示する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

標準住宅宿泊仲介業約款

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当社が宿泊者との間で締結する住宅宿泊仲介契約は、この約款の定めるところによります。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

3　当社が法令に反せず、かつ、宿泊者の不利にならない範囲で書面その他の適切な方法により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条　この約款で「住宅宿泊仲介契約」とは、当社が宿泊者の委託により、宿泊者のため、宿泊者が住宅宿泊事業者の提供する届出住宅における宿泊のサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）の提供を受けることについて、代理、媒介又は取次ぎをすることを引き受ける契約をいいます。

2　この約款で「住宅宿泊仲介業務に関する料金」とは、宿泊サービスの仲介に関して宿泊者が当社に対して支払う報酬をいいます。

3　この約款で「宿泊代金」とは、当社が宿泊サービスを仲介するために、宿泊料その他の住宅宿泊事業者に対して支払う費用及び当社所定の住宅宿泊仲介業務に関する料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4　この約款で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間でインターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する住宅宿泊仲介契約であって、当社が宿泊者に対して有する住宅宿泊仲介契約に基づく宿泊代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、宿泊者があらかじめ承諾し、かつ宿泊代金等を第十六条第一項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする住宅宿泊仲介契約をいいます。

5　この約款で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、宿泊者があらかじめ指定する電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「コンピュータ等」といいます。）と宿泊者が使用するコンピュータ等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

6　この約款で「カード利用日」とは、宿泊者又は当社が住宅宿泊仲介契約に基づく宿泊代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（仲介債務の終了）

第三条　当社が善良な管理者の注意をもって宿泊サービスの仲介をしたときは、住宅宿泊仲介契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、休業、条件不適当等の事由により、住宅宿泊事業者との間で宿泊サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、宿泊者は、当社に対し、当社所定の住宅宿泊仲介業務に関する料金を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が住宅宿泊事業者との間で宿泊サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、宿泊者に通知した日とします。